

令和2年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総務部長	市木 不二男
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総務部次長	武内 佳代子
みず事業所長	服部 道和	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他14件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第167号から議第177号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第15号) 他10件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 決議第1号

(野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第3 発議第3号

(野洲市議会基本条例の一部を改正する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第4 意見書第15号から意見書第18号まで

(日本学術会議6人の任命拒否撤回を求める意見書(案) 他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(東郷克己君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入ります前に、本日は報道機関が来ておられます。録画、録音、写真撮影等を許可いたしましたので、ご報告をいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりでございます。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、確認をお願いいたします。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、田中陽介議員、第10番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

ここで、都市建設部長から発言を求められていますので、これを許します。

都市建設部長。

○都市建設部長(三上忠宏君) 議長の発言のお許しをいただきましたので、12月7日の荒川議員の都市計画道路等についての一般質問に係る答弁の中で、もう少し丁寧にお答えをしないと誤解をいただく可能性がありますことから、答弁を追加させていただきます。

該当いたしますのは、2点目の都市計画決定している各路線の進捗状況についてのご質問の答弁で、その中で現国道8号、出庭大篠原線、琵琶湖大橋取付道路の今市出庭線、県道大津能登川長浜線の野洲川日野川線、県道守山中主線及び市道野洲マイアミ線の比江六条線、市道辻町小比江線の小比江童子川線の5路線につきましては、整備済みと答弁をいたしました。

この答弁に当たりましては、国土交通省が毎年実施されております都市計画現況調査のデータにより、調査要領によるものでございまして、調査要領によりますと、道路の整備状況の判断につきましては、改良済延長と概成済延長の合計延長をもって整備割合を示すとされております。改良済延長とは道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供用している道路延長を指すもので、概成済延長とは改良済み以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道、おおむね計画幅員の3分の2以上を有する区間を指してございまして、概成済延長を含んで、整備済みという整理がなされております。

このことから、整備済みと答弁をいたしましたが、答弁内容が十分ではございませんでしたので、2問目の答弁の最後に、次の内容を追加させていただきます。

追加いたしますのは、なお整備済みと申しあげました現国道8号の出庭大篠原線、琵琶湖大橋取付道路の今市出庭線、県道大津能登川長浜線の野洲川日野川線、県道守山中主線の比江六条線、市道辻町小比江線の小比江童子川線の5路線につきましては、概成済み区間が含まれておりますので、都市計画現況調査上は整備済みと分類されておりますが、完全な整備済みではございません。特に国道8号は一桁国道でありながら、歩道のない区間も存在し、まだまだ整備が必要であると認識をしております。したがって、これら5路線につきましては、引き続き、道路整備が図られるよう国や県と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上の内容を答弁に追加させていただきます。

以上でございます。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号)他14件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 総務常任委員会委員長、山本剛です。

それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

去る12月3日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月8日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「都市計画税について改正後の文面を読むと、いずれ再開する前提で書かれているように見受けられるが」の質疑に対し、「コロナ感染対策ということで、緊急的に令和3年度の課税を取りやめるという趣旨で、都市計画税そのものの条例は廃止するということではないので、再開という意味であれば可能性はある」との答弁がありました。

また、委員からの「時限立法的なものと解釈すればよいか」の質疑に対し、「時限立法ということで理解してもらって結構である」との答弁がありました。

また、委員からの「新型コロナウイルス感染症の拡大によって、市民生活が苦しくなっているということを前提にされた条例提案なのか」の質疑に対し、「市長就任後、そういった認識を持っていただいたということで提案させていただいている」との答弁がありました。

また、委員からの「ここで言う市民生活というところにどういう内容が含まれるのか。単純に新型コロナウイルスだけなのか」の質疑に対し、「市民生活というところはコロナの状況を見て、今回条例改正で令和3年度は課さないという提案をさせていただいている」との答弁がありました。

また、委員からの「都市計画税条例は廃止するものではないと、これは市長の代弁というふうに受け取らせてもらったらいいか」の質疑に対し、「そういう趣旨だと理解している」との答弁がありました。

続いて、委員間討議を行いました。

委員から、「今回のコロナの影響で税収入が大きく減る。財源不足が十分想定されるから、財政に大きく影響を及ぼすことになるので、反対討論とする」、また「コロナ禍において生活が脅かされている中に、こういう新しい税金を市民のほうに課すというのは反対である」、また「時限立法ではなくて、一旦廃止するのが筋であると考えている」、また「都市計画税の見送りというのは、やっぱり、公約上、相反する施策等と思う。矛盾することから、反対をする」、また「生活そのものが困っているときは、どちらを選択するかということになると、弱い立場の方のことをよく考えて取り組むのが筋だと思う」、また「都市計画税の見送りにより、都市計画道路や道路整備計画などが遅れることはどう思っておられるのか」との質問に対し、他の委員から、「企業誘致するだけでも税収は非常に多く上がってくる。市民から血税を取るより、まず汗を流して努力することが先決だと思う」との答えが出されました。

以上のような委員間討議を重ねました。

次に、議第164号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

次に、議第165号野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

以上の3議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第163号については、採決の結果、賛成少数により、原案は否決とすべきものと決しました。

また、議第164号及び議第165号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後1時11分 休憩）

（午後1時18分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告者が提出されましたので、発言を許します。

なお、発言時間は20分、3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

では、委員長報告に質問させていただきます。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例において、委員会では都市計画税そのものに反対という意見も出たということを知っております。また、1年延期では十分ではないという意見も出ておりました。結果的に原案は否決されたということですが、では都市計画税条例反対意見を令和3年度からの課税を開始すべきでないという場合、令和3年度からの課税開始に対する委員の意見では開始すべきと開始すべきではないでは、一体何対何だったのでしょうか。回答をお願いします。

○議長（東郷克己君） 山本委員長。

○11番（山本 剛君） 総務常任委員長、山本でございます。長谷川議員の質問にお答えいたします。

そういうことはございませんでした。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員、よろしいですか。長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 委員長がそういうことはないとおっしゃったということと言っているのは、都市計画税そのものに反対という意見がそもそもなかったとおっしゃっているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 山本委員長。

○11番（山本 剛君） 山本でございます。長谷川議員の再質問にお答えいたします。

令和3年度からの課税開始に対する委員の意見は開始すべきと開始すべきではないでは何対何だったんでしょうかという採決は取っておりません。

○議長（東郷克己君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

去る12月3日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告申し上げます。

議第166号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員からの「野洲市における居宅介護支援事業所は全体で何件か。また、条例改正による経過措置の延長が適用される事業所は何件あるのか」との質疑に対しまして、「市全体で16事業所であり、現在のところは4事業所が経過措置の適用を受けている」との答弁がありました。

また、委員からの「現在、4事業所には主任介護支援専門員はおられないのか」との質疑に対しまして、「4事業所には主任介護支援専門員はおられない」との答弁がありました。

また、委員からの「4事業所は法規違反という状況なのか」との質疑に対しまして、「現行でも令和3年3月末までは主任介護支援専門員が管理者でなくてもよいとなっている。今回の条例改正により、現行の規定をもう6年延長して、令和9年3月末まで主任が管理者でなくてもよいという内容に改めようとするものである」との答弁がありました。

また、委員からの「今回の改正は利用される市民の方にとってはプラスなのか、マイナスなのか」との質疑に対しまして、「一概には言えないが、仮に延長する改正がない場合は該当のケアマネ事業所は運営ができなくなり、今まで利用されてきていた人は別の事業所を探さないとサービスが受けられなくなる。今回の改正は事業者の資格要件の緩和を延長する改正であるが、ケアマネジャー自体が既に難度の高い資格であることなどから、今回

の緩和が直ちに住民サービスの質の低下につながることはないと考えている」との答弁がありました。

議第166号では委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第166号については、採決の結果。全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

去る12月3日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月10日、委員会を招集し、委員5人出席（欠席委員、岩井智恵子委員）のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査をしました結果について報告いたします。

本委員会は付託を受けた議案、議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「森林環境譲与税の目的は何か」との質疑に対し、「パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために創設された」との答弁がありました。

また、委員から、「一律令和6年から1人1,000円かかる。低所得者には負担がかかるが、法人については負担というのはあるのか」との質疑に対し、「個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人、年1,000円かかるということになっている。法人はかからない」との答弁がありました。

委員からの「新たに国のほうが森林環境税及び譲与税ということで法律が通っているが、近隣市町でこの森林環境整備促進基金条例を制定される動向はどのようになっているか」との質疑に対し、「近隣では栗東市が今年9月もしくは12月に上程されると聞いている。

ほかには聞いていない」との答弁がありました。

また、委員から、「野洲市では1,000円を取ることで、金額総額単年度では幾らになるのか」との質疑に対し、「令和6年度から国民1人当たり1,000円となっているので、人口がもし5万人であれば、5万人掛ける1,000円になると思われる。今回の税の徴収の方法が定められており、森林環境税については市町村の均等割の額にプラスするという形を取っている。市町村の均等割を納める方の数に対して1,000円という形になる」との答弁がありました。

委員からの「集積計画と森林環境整備計画の段取りを簡単に説明いただきたいと思う」との質疑に対し、「来年度の予算要求については意向調査の前の意向アンケート調査を行う。例えば、森とか山を持っているということを知らない方がたくさんおられるので、まず森林を持っておられるかどうかを把握し、持っておられると伝えた上で調査を行う。あと、境界の明確化ののち、調査でご自身がその山を持っているということを承知された段階で明確化の予算を令和3年度の新年度の予算に計上している」との答弁がありました。

また、委員より、「環境の整備をしていく計画というのが特にまだ決まっていないのか」との質疑に対し、「意向調査を行い、明確化、その後集約化、集積化を行う。その後、順番にやっていく。令和3年度については意向調査の準備、次に境界明確化を行い、森林資源の状況把握を行う。令和4年度については、令和3年度実施した事前調査結果において、市において集積を図ることが必要かつ適当と考える森林を対象に、経営管理意向調査を実施予定、令和5年度以降については、経営管理意向調査の回答結果により、森林所有者から市に経営管理を委託すると表明された方については、市が委託されて、その経営管理集積計画の作成手続を進めるように努めたいと考えている」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上の1議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例について、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告であります。
○議長（東郷克己君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会副委員長の報告を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明です。

去る12月3日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月8日、9日、10日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、12月16日に委員会を招集し、各分科会からの会長の報告を受け、審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第150号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第14号）、議第151号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第152号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第153号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第154号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第155号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別歳計補正予算（第2号）、議第156号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第157号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、議第158号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）、議第159号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）、以上10議案について、主な審査内容を報告いたします。

まず、議第150号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第14号）における総務分科会の審査内容は、「コミュニティセンター運営費でコミュニティセンターの空調機器の修繕の内容について」との質疑に対し、「コミュニティセンターやすの空調室外機の修繕であり、冷却水の水漏れ対応と点火部品の不具合による部品交換である」との答弁がありました。

また、「コミュニティバス運行費で1路線100万円の補助とあるが、その内訳について」との質疑に対し、「新型コロナウイルスの感染予防の費用と路線バスの運行維持に必要な1年間の費用として100万円を限度に補助する」との答弁がありました。

文教福祉分科会の審査内容は、「生活支援事業費における高齢者住宅小規模改造費助成金について、当初予算額に対し補正額が多いが、対象は何年で、どのような改修がされるのか」、また「介護保険の住宅改修に対し、小規模改造という事業について市民に周知されているのか」との質疑に対し、「補正額の内訳は助成限度額の25万円が3人分で75万円、既に不足している額36万4,000円の合計111万4,000円の補正額である。ま

た、改修内容については高齢者の安全な動線の確保、移動の確保のための改修であり、段差の解消、室内バリアフリーなどである。小規模改造事業の市民に周知については、多くは介護保険の住宅改修で対応され、一定規模以上の改修について住宅小規模改造費助成金の対応となる場合もある。障がい者や高齢者の方にはケアマネジャーが対応しているので、必要とされる方には適切に施策が際立っていると認識している」との答弁がありました。

また、「保健衛生総務費における湖南広域行政組合保健事業負担金について、負担金は湖南4市一律なのか」との質疑に対し、「今回の補正は新型コロナウイルス感染症による受診率の低下によるもので、休日急病診療所の運営費に係る負担金の追加であり、湖南4市で負担金を案分している。均等割が30%、実績割合が70%で、野洲市の案分率は15.8%である」との答弁がありました。

また、「中学校管理運営費において、修学旅行バス増便補助金が減額されている。コロナ禍でバスの席を広げるために増便され、修学旅行の行き先も近隣に変更されたと聞いているが、修学旅行の行き先は生徒や保護者と相談し決められたのか」との質疑に対し、「修学旅行は学習の総まとめで、例年なら、長崎、沖縄、東京方面等で学習を積むことになるが、コロナ禍による生徒たちのストレス発散もできる場所として、生徒の要望も踏まえ、県内や近隣府県の施設に設定した」との答弁がありました。

また、「小学校管理運営費及び中学校管理運営費における通信運搬費のインターネット回線通信費は、当初から予想されるのではないのか」、また「今後の経費はどのようになるのか」との質疑に対し、「現在学校のインターネット回線は行政系の回線を使用しているが、コロナ禍による前倒しの整備により4,500人が新たに使用することとなり、対応し切れない。快適に使用できないと判断し、今回補正予算に計上した。今後の経費については9校分で月額30万円弱と考えている」との答弁がありました。

環境経済建設分科会の審査内容は、「伊賀市環境保全負担金について、どのような目的で今回負担金として、補正に上がってきたのか」との質疑に対し、「4年前にも水銀の溶出濃度が超過し、一旦炉を止めて、三重中央開発に搬出し、野洲市から伊賀市へ負担金を払った経緯があり、これ以降、伊賀市と事前協議を行い、焼却ができない場合、伊賀市に持ち込めるよう了解を得ている。今回6月に、ばいじん処理物のダイオキシン値が簡易測定において基準を超えたため、焼却炉を停止し、伊賀市に処理をお願いし、三重中央開発で処理した」との答弁がありました。

また、「産地生産基盤パワーアップ事業補助金について、補助率はどうなっているのか。

また、対象は全てグリーンちゅうずだけか」との質疑に対し、補助率について、建屋が約3分の1、そのほか乾燥機等が約2分の1となっており、合計で1億2,550万3,000円、補助の対象は要綱があり、水稻50ヘクタール行っていることとなっており、対象はグリーンちゅうずのみとなっている」との答弁がありました。

議第151号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、文教福祉分科会での審査内容は、「保険給付費の事業名、一般被保険者高額療養費給付金において3,000万円の補正となっているが、対象者は何人か。また、保険給付費普通交付金3,000万円が歳入として計上されているのか」との質疑に対し、「人数は把握していないが、主に指定難病の高額薬剤の使用によるものである。歳入については、平成30年度から国民健康保険事業は県域となり、医療に係る部分は県支出金の保険給付費普通交付金として全額歳入となる」との答弁がありました。

議第152号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については特に質疑はありませんでした。

第153号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についても特に質疑はありませんでした。

議第154号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)についても特に質疑はありませんでした。

議第155号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第2号)については、環境経済建設分科会の審査内容は、「石部の頭首工のゲートは右岸側だけ設備更新をするのか」との質疑に対し、異常が発生した場合は、右岸、左岸がともに機能が果たせなくなることから、右岸、左岸ともに設備更新が必要である」との答弁がありました。

議第156号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)について、「借換債の当初利率が1%から0.169%になったということでもいいのか」との質疑に対し、「当初1%で見込んでいたものが0.169%で執行できた」との答弁がありました。

議第157号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について、給水車のリースについて、第4条の資本的収入及び支出から第3条の収益的収入及び支出に計上することのだが、時間が経過してから補正を上げているのはどういうことか」との質疑に対し、「市は契約している税理士からリース契約の中身を確認していただいた結果、賃貸借に該当するとのことで、通常の維持管理の予算等を計上している第3条のほうに計上すべき

との指摘があったことから、契約して1年ほど時間がたっているが、適正な処理をしたいということで今回議案を上げさせていただいた」との答弁がありました。

議第158号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）について、「受益者負担金について、三上の処理区の平米単価は幾らか」との質疑に対し、「三上の処理区の平米単価は220円」との答弁がありました。

議第159号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について、総務分科会の審査内容は、「医療従事者の慰労金は一律5万円であるが、支給する340名の内訳について」との質疑に対し、「340名の中には職員以外に退職者、委託業者も含まれている。職種別では常勤の正規職員217名、再任用職員2名、会計年度任用職員73名、退職者15名、委託業者33名で、給付対象者の条件は令和年3月5日から6月30日までの間に10日以上勤務した者である」との答弁がありました。

以上が各分科会での主な審査内容です。

以上10議案について慎重に審査しました結果、議第155号から議第159号までの10議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものとなりました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告をいたします。

○議長（東郷克己君） これより、予算常任委員会副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対し、長谷川崇朗議員他1名から、お手元に配付いたしました文書のとおり修正の動議が提出されています。これを併せて、議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

提案理由の説明をいたします。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案について。

それでは、提出しました議案の説明をいたします。

原案では、令和3年度から適用する都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や事業運営への深刻な影響に鑑み、令和3年度分を課さないということであるが、このたび、第3波は第1波、第2波を超えて感染が拡大しております。感染予防により経済は疲弊し、この経済状況の回復には時間を要することが予想されます。市民に安心していただくためにも、ここは期限を切らず、当分の間課さないこととし、開始については慎重を期すことが必要と思われまます。

また、今回、栢木新市長が選挙公約として、コロナ禍により課税開始の当面の間延期を言われ、当選されました。これは民意と考えます。都市計画税は固定資産税に上乗せされ、課税されます。この本会議中、政府自民党、公明党は新型コロナウイルスの影響に配慮し、今年4月の固定資産税の増額はしない方針を出しました。とにかく経済状況を回復させていく、納税し得る体力を取り戻すことはまずは取り組むべきだとし、自民党が商業地に絞る意見が大勢だった一方、公明党は住宅地にまで広げるべきだと主張し、最終的に全てが対象となりました。今、ここで課税額を増やすことは政府も民意も駄目だと言っているんです。このコロナ禍を脱し回復していくのに3年はかかるだろうというのは鈴木議員が一般質問で強く主張されましたとおりです。よって、令和3年度分と限定せず、当分の間と原案を修正します。

以上、修正案の説明とさせていただきます。市民のこのコロナ禍のつらい状況を思う市民の代表たる議員各位の賛同を何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、議第163号に対する修正案に対し、質疑を行います。質疑はございますか。

（「議長」の声あり）

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後1時51分 休憩）

（午後1時59分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

なお、発言時間は30分、3回までとなっております。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案につきまして、質問をさせていただきます。

1点目、今回、修正動議では、当分の間という明言をされて、言及されておりますけど、どれぐらいの期間か、これをまずお答え願いたい。明確に期間を設定すべきであるが、今回はそれはあえて書いておられないのか、修正案が仮に可決された場合、期間が明確でないため、瑕疵ある議決に該当するものと、私はそのように捉まえております。再議に付されるが、どのように考えるか、これが1点目でございます。

2点目、今回の見送りはコロナ禍により見送るものでありますが、コロナ禍がいつまで続くものか、全く先が見通せない中で、複数年に及ぶ見送りをどのように考えるか、これが2点目でございます。

3点目、その間の財政的措置をどのように考えるか。

4点目といたしまして、我々の議員の任期は1年を切っている状況の中で、その任期をまたがって都市計画税を見送ることについて、議員としての責任をどのように考えているか、これにお答えを願いたいと思います。

5点目、今回の都市計画税を見送ることは都市計画事業の予算編成や予算執行にも大きく影響するものでありますが、その予算編成権や予算執行権を持たない議会が修正することに対して、どのように考えているか、答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 第3番、長谷川議員、答弁をお願いします。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

橋議員の質問に回答します。

質問内容1から5をいただいております。

まずは、1番2番について回答したいと思います。当分の間とはどれぐらいの期間かということを中心に、瑕疵のある議決となってしまうとのことなんですけども、事務局にご協力をいただき、調査しましたところ、期限を切ってはいませんが、条例として発議することには問題がないということをお答えいただいております。期間が切られていないので、当然、再開に当たっては、そのコロナの段階、コロナが回復していく段階を議員なり、市長なりが見ていって、その段階で本条例の修正を議員なり、市長が発議し、再開が議論されることになるかと思っております。したがって、本修正案が通ったからといって、再開ができないものではないと考えております。複数年に及ぶというものも、そこ、何年に及ぶの

かということに関してはコロナの状況を見て、議会及び市長が考えていけることですので、問題ないかと思えます。

次の質問、3番ですね。その間の財政措置をどのように考えているかとのことですが、都市計画税は目的税であります。まだ開始していない税です。それが目的としている分野が遅れる可能性については、我々議員、市長が配慮し、影響が最小になるように努力していくべきかと思えます。

4番、我々議員の任期は1年を切っている中でその任期を、議員の責任ですね。野洲市議会は続いていきます。もちろんそこに私がいれば、私も責任を持って考えていきます。市民に付託を受けた議員が考えていくことです。ですので、私ども、今、ここにいる議員が任期を終わったからといって、あと野洲市議会がなくなるわけではありません。問題ないかと思えます。

5番、予算編成権や予算執行権を持たない議会が修正することに対しとおっしゃいますが、予算編成権や予算執行権を妨げるものではございません。本議案が可決したとして、都市計画税が延期されたからといって、全体の予算の編成権は市長にありますし、予算の執行権も市長にあります。ですので、編成や執行を妨げるものではそもそもございません。

以上、回答といたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、続けて再質問をさせていただきます。

1番、2番、期間の設定、やはり複数年に及ぶを見送り、これ、ちょっと今の答弁を聞いていますと、状況を見て判断をしたい、それを判断するのは誰ですか。市長が言われましたね。市長が判断すべき、議会も一緒になって、その答弁はおかしいのではないかな。おかしいから私は追及しているんであって、その辺を明確にお答えを願いたい。

財政的措置については、これは問題はないとおっしゃいましたが、その間、事業は継続いたしますので、一般質問の答弁にもあったように、優先順位を選択して、場合によっては一般財源で足りない場合は、いわゆる財政調整基金を取り崩してまでとおっしゃっていますので、これは大きな財政的な負担になります。それが複数年にまたぐ、そこら辺をまずはきちっと整理して、修正動議を出すべきだと私は考えておりますので、その辺りの答弁をお願いしたいと思います。

任期の問題でございますけれども、当然、我々は11月に選挙という洗礼を受けますけれども、どうなるか分かりませんが、そのときに、やはりきちっと、私らもどうなるか、

明日はどうか分かりませんが、きちっと担保できる、議会としての責任を持って担保できるもの、それが必要でありますので、それをきちっと持てるかどうか、複数年にわたって。長谷川さんも、私も選挙でどのような選択を受けるか分かりませんが、そこから辺りがきちっと明確に責任が持てるという担保はどこにもない。それを修正動議で上げるのはいかがなものか、私はこのように考えておりますし、予算編成権や予算執行権を持っていない。議会はあくまでも議決権、審議権だけですので、それを予算編成権、執行権を持っているのは市長しかございませんので、その原因がないように修正をするというのは、議会に与えられた権限を超えているものと私はそのように解釈しますので、その辺りを再度答弁願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、橋議員の質問されたことなんですけども、ほぼほぼ回答していることについて再び聞いていると私は理解します。一番最後に言われましたこと、予算編成権や執行権を持たない議会が修正することに対しておっしゃいますが、改めて言います。予算編成権や執行権をどうこうしようと言っているわけではないんです。都市計画税を開始するのをいつからにするかも決めずに、それは年々、議員または市長が考えていきましようと言っているわけです。先ほど言いましたとおり、開始できないものではございません。都市計画税を開始したいと思ったならば、それは議会、または市長が発議して、本修正案を修正していけばいいことです。かつ執行権に関しておっしゃられますけども、全体の予算が決定した後、その予算をどのように編成するか、執行するかというのは市長に委ねられていて、この都市計画税が1つそれに入らないからといって、予算編成権や執行権を妨げるものではありません。

同じ質問と言っているのと同じ答えになるわけですけども、1年を切っている中でということをおっしゃいました。先ほど言っておりますとおり、私もそこに加われればいいと思っています。考えていきます。議員、皆さん、ここに18名おられます。次の再選が行われてもここにはまた18人が来て野洲市の市民のことを考えていくことになると思います。そんな中で市況のほう見ていただいて、開始時期を選んでいただければいいと思います。

以上でよろしかったですか。抜けていますか。

（「そうすると、開始の時期は」の声あり）

○3番（長谷川崇朗君） 開始の時期。

(「今は見送りですよ」の声あり)

○3番(長谷川崇朗君) 見送りですね。見送った後にどうするかと言っておられるわけですね。再開について明記していないからと。

(「議長、休憩や」の声あり)

○議長(東郷克己君) 暫時休憩いたします。

(午後2時11分 休憩)

(午後2時12分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を行います。

○3番(長谷川崇朗君) 以上で回答といたします。

○議長(東郷克己君) 橋議員。

○4番(橋 俊明君) ちょっとかみ合わない部分があると思いますけども、私は議案修正をする以上は財政的支援なり、措置なり、そういうものは責任を持って応えられる準備をしておく、それが議員の役割ともつながるものと思っておりますので、一緒に考えてやっていく、それでは答弁にならない。どうやって財政的支援なり、予算執行権なりを持たないけども、そこら辺をどうしていくのか。ただ、もう結構ですわ。恐らく次の修正の修正もあるということでございますので、あまりしゃべると、またネタを全て出すことになりますので、この形で、これで終わっておきます。

以上です。

○議長(東郷克己君) ちょっと確認いたしますが、答弁を求めないということなんでしょう。

○4番(橋 俊明君) 求めない。

○3番(長谷川崇朗君) 一応、じゃ回答。

○議長(東郷克己君) いや、答弁を求めないということですから。

○3番(長谷川崇朗君) おかしいですか。質問じゃないじゃないですか。それ、なしじゃないかですか。

○議長(東郷克己君) 今までも、いや、今までもそうやってやっていますから。

○3番(長谷川崇朗君) はい、分かりました。ちょっと待ってください。それだったら、言いつ放しにされるじゃないかですか。それは質疑……。

○議長(東郷克己君) 暫時休憩いたします。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで、並びに議第163号に対する修正案について討論を行います。討論はございますか。

暫時休憩いたします。再開を午後2時35分といたします。

(午後2時17分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたが、一部修正がございます。発言順3番、第15番、東郷正明議員の賛成、反対の欄が「原案賛成」と記されておりますが、「修正案賛成」でございますので、お直しくださいますようお願いいたします。

では、討論通告書が提出されましたので、順次、これを許します。

なお、議第163号原案及び議第163号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第163号に対する討論の順序については、まず修正案は原案に反対の意思表示であるため、討論はまず原案に賛成する者から行い、順に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対する者で修正案に賛成する者の順で行います。

まず、議第163号原案及び議第163号に対する修正案について討論を行います。

まず、第16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に、原案に対して賛成の立場で討論します。

今回の条例改正は、令和3年度から導入決定されていた都市計画税をコロナ禍において市民の暮らしに寄り添って延期するための一部改正です。率直に英断であると評価します。

そこで、改めて賛成理由を説明します。大きく2つあります。

1つ目は、栢木市長の提案説明どおり、コロナ禍による市民生活救済措置に対してです。先日、10日、国も来年度の税制改正大綱にコロナ対策として、固定資産税の増額猶予等

を決定しています。野洲市内においても、この災害のようなコロナ禍で雇い止め、解雇、ボーナスカット、減給、そんな収入減から来る生活苦、進学の断念等、市民からの悲鳴は各議員の皆様にも届いていると思います。特に今回、リーマン・ショックと違う現状は影響が女性に多く出ており、報道では4人に1人、自殺者も6倍に至っていると悲しい報告になっています。また、市街化区域には、多くの飲食店、関係する商店が立地し、売上げは半分以下、年末年始の宴会も当てにできず、終わりの見えない闘いに深いため息が聞こえてきます。また、子育て世帯が多い竹ヶ丘団地のような地区計画で開発された調整区域にまで、野洲市は都市計画税導入を決定しています。地区計画区域に都市計画税が導入されているまちは湖南4市では野洲市だけ、県下でも1市のみであり、若い世帯にとっては今回のコロナ禍での収入減との二重苦となり、決して暮らしやすいまちとは言えないと思います。こんなときに、野洲市は、計画どおりだからと、それも新税の導入を進めるのか。あり得ないことであり、そんな選択をすれば、市民からは議員と公務員は収入が変わらず、しょせん理解してもらえない、感覚がずれていると言われても仕方ないと考えます。

そして、いずれこのような優しくないまちに住み続けたいと市民は思うのでしょうか。微増であった野洲市の人口はこの12月で5万1,000人を切りました。今後、人口減少が大きな課題です。都市計画税による約3億5,000万の収入増を無理に進めても、人口減少により1人当たり年間平均納税額16万1,473円が減収されることを考えれば、2,000人の人口減で都市計画税の増税分は意味さえなくなります。よって、今回の市民の苦しみに寄り添ったコロナ対策としての延期は大賛成です。

2つ目は、去年都市計画税が導入された行程の矛盾から、説明期間が持てる観点から賛成です。都市計画税という新税導入が市から提案されたのは去年の3月議会、その後6月議会での議決までの間、継続審査を含めて早急過ぎる進め方でした。当時、私の地元4自治会、中主地域では西河原、吉地、六条、錦の里だけが市街化区域であり、ほかにも近江富士団地、竹ヶ丘の住民から特に多くご意見をいただきました。新税導入なのに丁寧な説明会はなく、おざなりな形だけの帳面消しのような市の対応、そこで住民は1,600名からの署名と請願書を議会に委ねたのです。しかし、議会も再考どころか、議論も深まらず、時間は十分あったのに意味不明な強行採決、結果は市民には大きなしこりが残りました。

そんなしこりを残した都市計画税ですが、生まれたのは昭和31年、既に65年がたとうとしています。目的税という性格から、本来なら都市計画税の人は都市計画法に基づい

て行われる都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行われる土地区画整理事業に要する費用にしか使えません。しかし、現実是一般財源とどこが異なるのか曖昧であり、不公平であるという疑問は当初から絶えず、批判の多くは課税区域や人の制約が広過ぎる、普通税と区別がつきにくい、使途目的の曖昧さからでした。

現に、野洲市の場合も都市基盤事業はもう終わっているものが多く、市街化拡大のための区画整理事業を計画しているわけでもなく、当分、民間主導の地区計画を手法として選んでいます。都市公園に至っては、第2次野洲市総合計画案にあるように、目標値を現在でも十分おおむね達成しています。また、分かりづらくしている1つに、野洲市の場合、都市計画税が特別会計に分類されないこと、そのことによる剰余金の透明性、そして何より可決後、具体的な使途説明をすとの市答弁だったのにいまだに市民や議会にも一切なく、先に税金を集めて、後で使い道を決める、そんな不誠実なまま予算編成に入ろうとしていることです。

部局に問うと、結局、過去の公債の返還に使うそうですが、だとすると、野洲市の都市計画税導入の背景には住みよいまちづくりのためではなく、財政危機のためであったと推測できます。だから、病院整備のための総務省に対する言い訳ではないのかという疑問さえ生まれたのではないのでしょうか。私はこの都市計画税を勉強すればするほど、全国的にもこの税の曖昧さ感が問題視されていることの多さに驚きを覚えました。それゆえに、現在では導入団体も減り、全国で約650、また事業の終了などに伴い、税率の引下げ、廃止する市町も出てきています。だから、他の市町も取っているからと、それぞれの町の時代背景や将来ビジョン、グランドデザインなしに横並びに正しいことだと流されてしまうことへの危機感さえ覚えました。

市民は自らが住むところを選べます、都市計画税そのものが持っている特徴をよく理解した上での導入が必要でした。だからこそ、これから導入を計画している本市では、住民に対する説明責任は他の税よりもはるかに重いということをもっと真摯に受け止めるべきだと思います。

以上2つの観点から、今回の議案には賛成です。そして、延期期間もよく議論しながら、この延期期間中にもう一度市民に対して使い道の丁寧な説明が必要だと考えます。もうすぐクリスマス、お正月と、本当なら楽しい年末年始が始まりますが、今年は住宅ローンを払えないご家族がたくさんあります。心を病む、寒い、厳しい暮らしを余儀なくされていくご家庭にせめて来年からの都市計画税延期という明るい兆しを届けられるよう、議員全

員一致の賛成をお願いして、私の賛成討論とします。

○議長（東郷克己君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例、原案及び修正案に対して反対の立場で討論をいたします。

今回、多くの議員が当議案について質疑を行い、私も先日、質疑をいたしました。その中で明らかになったことが幾つかあります。

まず1つ目、市長は都市計画税の必要性は認めておられる、これは発言されました。

2つ目、市民生活がコロナ禍で大変だから延期するということもおっしゃいました。

3つ目、条例は制定されているが、まだ施行されていない新しい制度なので、延期することに予算上問題はないと、そういうふうに発言されました。

4つ目、コロナの状況を考えるから、新たなものだからということと強調をされました。

そして5つ目、これは発言の中で、条例の延期というのは都市計画税を延期するというのが目的だというような発言をされました。

そこで、私を感じたことは、1つ目、必要性を認めているということに対してですけれども、必要性があると認めているのに徴収を延期する。そして、目的は、先ほど北村議員もおっしゃったように、都市計画事業の充当です。これを今は一般会計から全て賄っております。つまり、充当する対象はあるわけですね、既に今の現状でも。それが一般会計から出ているということ。

そして2つ目、市民生活が大変だから延期する。市民生活が大変、これは市街化区域に住んでいる人だけですか。本当に大変な方々、援助をしなければいけない方々に対して支援をしなければいけないのに、この政策で一番利益を得るのは市街化区域に大きな財産を持つ方、その方々が一番利益を受けます。これは私は公平性がない、そのように思います。

3つ目、新しい制度であるというところ。新しい制度であろうが、条例で認めているものですし、条例の目的が達成されない。さらに、先ほども言いましたが、都市計画事業を全くしないから今年は取りません、これなら僕は分かります。理屈が通ると思います。ただし、既に行った事業の債務の償還、先ほど北村議員おっしゃいましたけれども、基本的には市の大きな事業というのは借金をしております。それを受益する人たちが、使う人たちが返していく、それが基本的には町の仕組みだというふうに僕は聞いています。なので、それはその受益されている方々に対して、一定ご負担いただくということには問題がない

のではないかと、そういうふうに思いますし、市長は、これから区画整理、新たな市街化区域の拡大、そういったことを増やしていくと、頑張っってやっていくと、そういうふうに同時に宣言されておりますので、その点も矛盾しているのではないかというふうに思います。

そして4つ目、これも新たにというところですけども、この延期の基準にはどのような根拠での延期なのか、どういった条件で延期が解除されるのか、そういったことも全く分かりません。質疑の際に答えられた生活困窮の相談の件数や税の執行、猶予申請などについても一部のものでありまして、それが必ずしも全て市街化区域というわけでもないと思います。既にそこには猶予という政策が取られているということもあります。やはり、これから今、必要なことはしっかりと必要な、重点的に充てるべき対象を絞って、資源を投入していく。そのためにも都市計画事業においては、都市計画の予算においてはこの税金を頂いて、その分、今まで一般会計から繰り入れてきたものが、ある意味で浮いてくると言えると思いますので、そういったものを使って、本当に必要なサービスをやっていくことが本来の市の仕事ではないかと、それが公助ではないかと思っております。

5つ目、自らの選挙公約だから、目的はこの公約の手法を達成することというような答弁もありましたけれども、これは候補者としての公約、私案でありまして、コロナ対策というのも本当にこじつけにしか私は感じません。これを、やはり公の政策にまで昇華させるのが仕事であって、そのまま上げてくるのは、執行部としても私はどうかと思います。この改正案には様々な背景があると思いますし、市長の立場等、いろいろあるのは理解していますけれども、また先日言われたように全ての声に応えることは、私も不可能であるとは理解しますが、全体のことは考えないといけない。全てに答えることはできないけれども、少なくとも全体のことを考えて、公として必要なことを実践していただきたいと思いますので、以上、この反対の討論とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第163号野洲市都市計画税の一部を改正する修正案に賛成の立場から討論をいたします。

改正案は、令和3年度分の都市計画税は課さないとの提案です。コロナ禍の中で暮らしが大変だとして提案は評価されますが、現在感染拡大しているコロナがいつ終息するのか、見通しができない中で、専門家などは経済への影響が元に戻るには3年はかかるとも言わ

れています。令和3年に限定する、その根拠が明確ではありません。修正案は令和3年だけではなく、当分の間となっており、これがコロナ禍の中で市民の負担を少しでも軽減していく道ではないでしょうか。そもそもこの都市計画税には反対の立場です。

日本共産党野洲市議団は、都市計画税は市街化区域に住んでおられる方は調整区域に住んでおられる方よりも既に高い固定資産税を払っておられることから、税金の二重取りであり、不公平税制であるとしてこれまで反対の立場を明確にしてきました。

市は本来都市計画税を財源とすべき都市計画事業に一般財源を投入しているから、福祉や教育分野に充当できる財源確保が課題だと言いますが、そもそも都市計画税という目的税と他の施策を混同して論点のすり替えをすることは許されません。

都市計画税の財源で子どもの医療費の財源などということも言われていますが、都市計画税を導入していない豊郷町では子どもの医療費を高校卒業まで無料化が拡充されています。また一方、既に都市計画税を導入している守山市では駅前にマンションが林立しましたが、保育園の待機児童はワーストとなっており、必ずしも都市計画税を導入すれば、住みよいまちになるとは言えないのではないのでしょうか。

少子高齢化と所得格差が広がる中で、年金暮らしや非正規雇用で働く低所得者からも税金を二重取りはしようとする都市計画税、本来なら導入すべきものではありません。税とは安心できる社会を作るためのものであり、税で生活が立ちいかなくなることなどはあってはなりません。資産家や所得の高い人に払ってもらう応能負担が原則であり、そもそもこのコロナ禍の中で不公平税制である都市計画税は令和3年度以降、当分の間、課税を見送るべきと考えます。以上のことから、一部を改正する条例案の修正案に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 第5番、坂口重良でございます。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する原案及び修正案について反対の立場で討論いたします。

まず、原案に対して、次の3点で反対するものであります。

1、都市計画税は市街化区域地区計画等の所有者に課税されるものであり、課税対象者が限定されている。コロナ対策は全市民が等しく受けられる政策であるべきであり、都市計画税の見送りはコロナ対策としては適した政策ではないこと。

2、今回のコロナ禍の影響により、税収入が大きく減り、財政不足が十分見込まれる。議案質疑では施策の優先順位を決め、絞り込む。それでも不足する場合は財政調整基金を取り崩すとまで答弁をされています。したがって、財源不足が十分想定され、財政に大きく影響を及ぼすため。

3番、都市計画税見送りにより、重要幹線道路の整備促進や都市排水対策の事業費が一般財源で整備されることになり、福祉、教育分野に充当する一般財源が確保できない。暮らしと福祉の充実を掲げる公約には相いれないこと。

次に、修正案については、次の5点で反対をいたします。

1、当分の間では見送り期間が限定できないことから、期間を明確にすべきであること。

2、コロナ禍がいつ収まるか全く見通せない状況であり、先行きが不透明の中で、複数年に及ぶ見送りは今回判断すべきではないこと。

3番、その間の財政に対する措置が明確に示されていないこと。

4番、我々の議員の任期は残り1年を切っている中で、その任期をまたがって都市計画税を見送ることは議員としての責任を全うすることにはならないということ。

5番、都市計画税の見送りは都市計画事業の予算編成並びに予算執行にも大きく連動するものであり、その予算編成権や予算執行権を持たない議会が修正できるとは、私どもは判断できないこと。

以上のとおり、最後に都市計画道路行政や治水事業に影響があるこの令和3年度課税、都市計画税の見送りにつきましては、原案、また修正案とも反対するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第160号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例について、反対の討論を行います。

今回の条例提案は、森林環境税を令和6年から納税者に均等割で1,000円課税し、市町に森林環境譲与税を出すために、単年度事業で行えないため、基金の創設をすることです。そもそも国がこの税を創設したのは令和5年で、復興特別住民税が期限切れとなるために看板をかけ変え続けるものであります。それで、森林の公益機能の恩恵を口実に、国やCO₂排出企業が引き受けるべき負担を国民の個人に押しつけるものであります。また、各自治体への配分と林業従事者の割合よりも人口指数の割合が高く設定されて

おり、都市部に多額に配分される問題もあります。

野洲市として、前倒しとして令和元年度216万円交付されており、令和2年から6年の5年間で1,760万円の見込みであり、令和6年度からの剰余金の確定はされていません。野洲市の住民税納税義務者は2万6,700人であり、年間2,670万円の森林環境税を市民は払うことになっています。森林環境税で令和6年度の見込みは720万円と仮定されており、こうしますと、野洲市には27%、他の都市には73%、これは人口指数の割合が高い設定の結果であり、問題があるのではないのでしょうか。

森林の間伐や林業従事者の育成や木材の利用促進に使うこととなっています。また、公益的には温暖化防止、災害防止のため、国土保全、水資源の保全とされています。これらのことは緊急にしていくべきことでもあります。国全体で6,200万人の納税で、約600億円の財源と計画されていますが、個人納税者だけで、法人納税者は除外されています。しかし、温暖化を進める二酸化炭素の排出量は企業が大きいのではないのでしょうか。災害防止のための国土保全や水資源確保などは一般財源で行っていくべきであり、国民から新たな税を課税し、行うものではないと考えます。

また、林業の衰退を引き起こし、林業で生業ができなくなったのは木材の輸入が根本にあります。企業が海外から安い木材を大量に輸入していることによるものです。国土の荒廃を止めようとするなら、このシステムを変えない限り、山を守ることはできません。森林環境譲与税を使い、市町で目先の事業を行っても、根本的な解決にはなりません。

野洲市の森林組合の方のお話でも、野洲市では木材を販売し、利益が得られる良質の木材を産出することはできず、林道の整備やイノシシが里まで来ないように山の麓の草刈りなどを行い、山をきれいにし、琵琶湖の水質をよくするため、環境を守ることを行っている。兼業農家と同様、林業でも多くの方が他の仕事を持っており、森林組合員12人のうち、そのうち昼間いる者は2人しかいない。土日の作業でなかなか少人数では大変と言われています。森林環境税は森林整備に安定的な財源確保の策としてふさわしいのかと林業経営者の専門家からも疑義が示されています。

政府は、地上イーグリス・アショアから、海上イーグリス艦2隻を導入すると、12月8日、閣議決定をいたしました。命中率も悪く役に立たないと、防衛省の中からも言われています。毎年の維持費も含め、1兆円かかると積算されています。国としての税金の使い方を変え、林業で食べていける施策を行えば、山はよみがえり、国土保全ができます。環境保全をボランティアに頼るのでなく、環境保全補助金として仕事に見合う支援をすべきであ

ります。この森林環境譲与税では、森林組合の方々の根本的な願いに応えることはできません。基本的にこの税そのものに反対をいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで、並びに議第163号に対する修正案について採決を行います。

採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています、起立をしない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第163号に対する長谷川崇朗議員他1名から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立少数です。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席願います。

起立多数です。よって、議第163号は原案のとおり可決されました。

次に、議第150号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第14号）について採決いた

します。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第150号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第150号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第151号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第151号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第151号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第152号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第152号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第152号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第153号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第153号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第153号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第154号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第154号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第154号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第155号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第155号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第155号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第156号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第156号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第156号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第157号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第157号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第157号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第158号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第158号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第158号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第159号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第159号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第159号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第160号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第160号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第164号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第164号については、委員長の報告のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第164号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第165号野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第165号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第165号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第166号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第166号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) 到着席ください。

起立全員であります。よって、議第166号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第167号から議第177号まで、決議第1号及び発議第3号並びに意見書第15号から意見書第18号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第167号から議第177号まで、決議第1号及び発議第3号並びに意見書第15号から意見書第18号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(東郷克己君) 追加日程第1、議第167号から議第177号までについて、令

和2年度野洲市一般会計補正予算（第15号）他10件を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（田中千晴君） 朗読いたします。

議第167号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第15号）他、補正予算6件、議第174号工事請負契約の変更について（中主小学校校舎増築（建築主体）工事ほか）他、その他議案3件。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算7件、その他4件、合計11件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議第167号から議第173号までの令和2年度一般会計、特別会計並びに事業会計の各補正予算について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に人事院勧告や人事異動等に伴う人件費の補正を行うものです。

まず、議第167号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第15号）は、既決予算額に2,017万5,000円を増額補正するものです。人件費を除く補正の主な内容については、衛生費において現市立野洲病院敷地での建て替え案等を審議いただくため、野洲市民病院整備運営評価委員会及び専門部会を開催することから、委員等報酬及び旅費38万円を追加するものです。また、教育費において、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金を活用し、備品購入費等1,500万円を増額するものです。

次に、議第168号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は642万8,000円を減額、議第169号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は104万9,000円を減額、議第170号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は1,436万9,000円を減額補正するものです。

次に、議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）は、予算第3条の収益的収入を2,091万5,000円減額、収益的支出を549万6,000円減額、

予算第4条の資本的支出を377万7,000円減額するものです。補正の主な内容としては、収入では新型コロナウイルス感染症対策として、水道基本料金を減免することによる影響額を減額するものです。支出では人事院勧告に伴う人件費を減額するものでございます。

次に、議第172号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）は、人件費の補正を行うため、予算第3条の収益的支出を67万2,000円減額し、予算第4条の資本的支出を21万9,000円減額するものです。

次に、議第173号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算（第3号）は、人件費の補正を行うため、予算第3条では収益的支出を組み替え、予算第4条では資本的収入及び支出をそれぞれ305万3,000円増額するものです。

以上、議第167号から議第173号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第174号工事請負契約の変更について（中主小学校校舎増築（建築主体）工事ほか）についてご説明申し上げます。本議案は、令和元年第6回市議会定例会で議決を得た中主小学校校舎増築（建築主体）工事、中主小学校体育館大規模改修建築主体工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、主な変更内容につきましては、湧水対策追加、旧館棟大規模改修から改築への変更に伴う各種工程の見直し、体育館屋根下野地板補修などの追加であり、契約金額は中主小学校校舎増築（建築主体）工事は2,998万4,900円を増額し、4億7,667万8,400円とし、中主小学校体育館大規模改修（建築主体）工事は97万5,700円を追加し、1億7,224万3,500円とするものです。

次に、議第175号工事請負契約の変更について（野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事他）についてご説明申し上げます。本議案は、令和元年第6回市議会定例会で議決を得た野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事、野洲北中学校南校舎大規模改修（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、主な変更内容につきましては、工事の支障となる中庭の樹木等の撤去、仮設計画

の見直し、衛生面を考慮した手洗いの自動化、解体部分のアスベスト除去、その他外壁及び建具などの追加改修、家具仕様の見直しなどの追加であり、契約金額は、野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事は535万8,100円を増額し、3億2,426万9,000円とし、野洲北中学校南校舎大規模改修（建築主体）工事は2,759万1,300円を追加し、3億4,146万4,200円とするものです。

次に、議第176号工事請負契約の変更について（野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事他）についてご説明申し上げます。本議案は、令和元年第6回市議会定例会で議決を得た野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事、野洲北中学校南校舎大規模改修（電気設備）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、主な変更内容につきましては、手洗い等の電源設備の増設、情報通信ネットワークの整備、その他弱電系の迂回工事、移設などの追加であり、契約金額は野洲北中学校校舎増築（電気設備）工事は837万9,800円を追加し、3,734万8,300円とし、野洲北中学校南校舎大規模改修（電気設備）工事は2,072万1,800円を追加し、1億2,485万3,300円とするものです。

議第177号東海道本線野洲構内甲賀踏切拡幅工事に係る協定の締結についてご説明申し上げます。本議案は、市道三上市三宅線にある甲賀踏切の拡幅工事を委託し実施するので、協定金額2億5,044万円、協定の相手方を西日本旅客鉄道株式会社取締役兼常務取締役員、近畿統括本部長、川井正と定め、協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時42分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、お願いします。

○市長（栢木 進君） 先ほど、議第175号工事請負契約の変更について（野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事ほか）について、野洲北中学校校舎増築（建築主体）工事の

中で「535万8,100円を増額し」と申し上げましたが、「535万8,100円を減額し」の誤りでございました。申し訳ございません。

もう一点ございます。先ほど、「西日本旅客鉄道株式会社取締役兼常務執行役員」を「取締役常務役員」というふうに申し上げてしまいました。正しくは「取締役兼常務執行役員、近畿総括本部長、川井正」ということでございます。申し訳ございません。

以上、訂正させていただきます。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております議第167号から議第177号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時44分 休憩）

（午後4時10分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

委員会付託がなされないことから、先日の全員協議会の際に、委員会の代わりに細かく質疑をさせていただきました。全員協議会での答弁も公式のものだと思いますので、一部同じ答弁になるかとは思いますが、本日、本会議での議案質疑として、改めて確認させていただくものであります。

まず1つ目、今回の水道料金の減免はコロナ禍での市民生活を助けるのが目的と説明されております。近隣市でコロナ禍初期に既に実施されているこの政策がどれほどの効果を生み出したのか、また弊害はなかったのかなど、調査、研究、検証はされたのかを伺います。

2つ目、コロナ禍での水道料金の猶予申請は個人3件、企業3件であったというのを先日聞きましたけれども、そもそもこの政策を提案する根拠は何でしょうか。

3つ目、先ほど可決された都市計画税の減免、これは財産のある人だけに1年間3.5億円の減免を行うものでありますけれども、この水道料金の減免は3.5億円の減免を受

けた資産のある方も他の方も等しく、一般のおうちであれば、1世帯1,700円ほどの減免であります。これに約2,000万の予算を使おうということですが、これによって、市民に、まちにどのような効果を生み出そうとしているのか、具体的な目標を問います。

4つ目、水道事業は独立採算制の事業会計であります。野洲市は有収率も高いほうではなく、老朽管の更新やその他設備の更新などが近いうち予定されていると、大きな投資があるというふうに先日確認しております。その中で今回の減免、結局、後々に一般会計からの繰入れや水道料金の増額という形で後年度の負担、つまりツケを将来に回すことにならないのか、この4点をお伺いします。

市長。

○市長（栢木 進君） それでは、田中議員の質疑にお答えをさせていただきます。

4点ご質問をいただきましたが、1点目と2点目はよく似た質問でございますので、1つとしてお答えをさせていただきます。

1点目の弊害はどうかとかこの調査、研究、検証をされたのかということなんですけども、これはしておりません。そういう性質のものではないというふうに判断をしております。1番、2番に共通したことなんですけども、コロナウイルス感染症が拡大する社会において、経済状況の悪化から市民の生活不安が続いております。また、生活様式も変わり、ステイホーム社会となり、企業においてもテレワーク導入とご家庭で過ごす機会が増えております。そうした中、水道を使用される頻度も増え、本市におきましても、過去2年間と比較して、一般用の水道使用量は微増ながら増えております。市民の皆様は経済情勢が不安定の中、家計という点から水道料金という固定費を減らしたい一方、衛生保持の点から、手を洗い、うがいなどは頻度を増やさなければならないことから、簡単に使用量と使用料金を減らせないという悩みを抱え込んでおられます。今回、公営企業法の本来の目的である公共の福祉の増進の観点に立って、水道の基本料金の減免を政策として提案させていただくものでございます。

次に、3番目の市民にまちにどのような効果を生み出そうとするものか、具体的な目標ということをご質問されておられますが、これも1つの形ではなく、生活不安を抱える市民が多くおられるので、安心感を提供することが目標になると私は思っております。

4番目のツケを将来に回すことにならないかというご質問でございますが、先般の全員協議会でも申し上げました。既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活

用することとした事業において、執行残高が生じることから、今後国に対し、実施計画の変更申請を行い、水道料金減免の財源とすることを予定していることをお答えとさせていただきます。

以上、お答えでございます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） まず、1つ目、2つ目が一緒というふうにおっしゃっていたんですけども、お答えでいうと、そもそもこの議案は調査、研究、検証をする必要がないというような言い方でしたけれども、その理由を教えてください。それ、1点目です。

2点目、水道の使用頻度が上がったというところで、少しでもということなんですけれども、日本の水道料金、この公共インフラというのは十分安価でして、むしろ、これは維持、継続していくのに本当にこれで大丈夫かという問題が今、各地で起こっておって、むしろ水道料金の値上げがされていたりしているというのが現状としてあると思います。そういったことも含めて、先ほどおっしゃった安心感、各家庭1,700円引き落としがされない、2か月分というところで、市民の皆さんに安心感を感じてもらえるんでしょうか。それ、2点目です。

そして、コロナ対策、3点目。コロナ対策で今の財源を充てると、今、おっしゃいましたけれども、本当にこれがコロナ対策として、例えば2,000万円の予算を使うに当たって、効果を出せるものといろいろな政策を原課を含めて検討された結果、これが出てきたものなのか。これは一体、どこから出てきたんですか。

3点、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず1点目の調査、研究、検証はされたのかという質問ですけど。えっ、そういうことだったかと違うんですか。

（発言する者あり）

○市長（栢木 進君） 調査、研究しない性格のものではないということを先ほど回答させていただいたんですけど、これ、水道料金の基本料金減免させていただくというのは、先ほども言いましたけど、市民の生活の不安を少しでも解消できるようにということで提案させていただいているものであって、調査、研究をしないんじゃないかという。例えば、幸せとか、この方がこういうふうに思っているということを調査、研究する尺度がないと私は思うんですね。だから、これはしないというよりもできないというこ

とを申し上げているわけです。

2番目の水道料金は安い。日本の水道料金が安い。安心感を感じてもらえているのかという、ご質問やったと思うんですけど、これは人それぞれによって、受け止め方が違うと思います。水道料金の基本料金何百円というのも、大きく受け止めていただいている市民もたくさんおられます。だから、これは私は安いからとか高いからとかいうものではないというふうに思っております。

最後、コロナ対策。これは、政策というのは、先ほども言いましたように、これは政策なんですね。コロナ対策の公約として、私が掲げさせていただいて、提案させていただいたものだということで、これは政策でございます。政治的な政策でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 市民の幸せは測ることができないから、調査、研究、検証をできない。する必要がないというふうにおっしゃっているんですけど、多分ほとんど公共がやっている住民の福祉のためということは、市民の人の生活の向上であったり、その人たちの幸せのためにやっていることで、じゃ全てのことは何の根拠に基づかず、調査、研究、検証せずに本当に何か誰かがこれはやったほうがいいんじゃないか、誰かが喜ぶんじゃないかというそれだけでやっていいとは僕は思わないですね。ちょっとそれはおかしいんじゃないかなと思うんですけども、じゃこれから栢木市長のもとで野洲市では、そういった内容の事業に関しては、一切調査、研究、検証を行わず、何か雰囲気だけである意味やっていくというようなことを進めていかれるのか、これ1つ目です。

次、1,700円で安心感を得てもらえるかは人それぞれです。そうやと思います、本当に。だから、1,700円で安心感、別にもともと安心な人、1,700円をもらっても何も思わない人に対して、それを支援するということが意味がないというふうに私は思っています、質問しているんです。だから、その人たちというのは本当にもっと多分支援が必要で、本当に困っておられるんですよ。だから、先ほど都計税でもありましたけど、ある意味すごい額の減免をしたわけですが、特定の人たちに対して。今は平たく公平じゃなくて、平等にやるのが1,700円。これでは政策として、どう思っておられるのか。問題ないと思っておられるなら、そう答えていただいたらいいですけど、お答えください。

最後は政策とおっしゃったので、これは野洲市役所から上がってきたものではなくて、市役所なんですけど、基本的には栢木市長の意思で上がってきたものだというふうに認識

しましたので、それはそれでよろしいでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども言いましたけど、水道料金の減免をするということが、今回コロナ禍の対策の1つとして、私が提唱して言わせてもろてたことですので、その実現のためにこれを提案させていただいている。ただ、調査、研究、検証ということなんですけど、水道料金の基本料金、これ、市民全戸にわたって、公平とか公正とかいう言い方で私は言っているわけやないんですけども、水道料、困っていますか、1,700円安くしたら助かりますかという調査やら、こういう場合はできないと、緊急でやる場合、例えば政府がやっている1人10万円とか1人5万円とかいうのがありましたけど、あれも同じような性格やと思うんですね、性質的には。じゃ、政府が調査して、本当に困っている人にそれをすべきだというような調査なんてせずに一律にされたわけなんですね。だから、近隣市でもどこというか、近隣市はこれを実施されておられる。野洲市だけしてなかったと。だからそれをその公約の中の1つとして、私はこれを実施させていただこうと思って、したわけですから、その検証の仕方が難しいんですね、この基本料金の検証というもの。それを今後の市政運営において、全てそうするのかというのはちょっと意味が違うと思うんですよ。今のは可及的緊急に、この3波、コロナで困っている人がいるということで、皆さんの生活にちょっとでも足しになるようにということでこれを提案させていただいたということなんです。

だから、1,700円で安心感を持っているのかというようなことなんですけど、これが政策として問題はないのかという質問やったんですけど、これは政策、要は公約として実施させていただいていることですので、私は問題ないというふうに思っているわけです。この最後のこの政策、コロナの対策交付金、これを利用するというのも全然私は問題ないというふうに判断しております。だから、政策です。だから、公約として、それを実施しているということでございます。

以上でございます。

○9番（田中陽介君） では、終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

今でも当初計画よりも2年近く遅れている事業です。子どもたちも楽しみにしている中ですので、しっかり進めていただくためにも、議第174号工事請負契約の変更について、

安全を確認したいので、その観点から質疑させていただきます。特に中主小学校校舎増築工事についてになります。

1つ目、変更内容と書いてあるんですけども、湧水対策として、水位が高く、工事に支障があるためとありましたが、その経緯を伺います。

2つ目、その問題が分かった後の対応を伺います。

3、対策として、ウエル工事となったのですけれども、見積り金額を伺います。

4つ目、変更増額分に2,998万4,900円とありますが、ウエル工事のみは幾らだったのか、伺います。

5、本日の全協にもありましたが、この中主小学校の一連の工事については、いろんなトラブルが続き、解除の出来高約7,000万も無駄になったと思います。今回の増額分を合わせて約1億、この責任の所在を伺います。

6番、最後です。発注者としての中主小学校の現場管理責任者は誰がしておられるのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それでは、北村議員の質問にお答えをいたします。

まず第1、経緯でございます。地下埋設物を撤去している際に湧き水が水中ポンプで追いつかないことが判明したため、工事管理業者と請負業者と協議をした結果、ウエルポイント工法にて工事を行うということを選択したものでございます。

2点目のその後の対応でございます。ウエルポイント工法によりまして、地下水を強制排水したことにより、適切に掘削し、適切に工事を進めることができました。

3番目の見積り額でございます。1,150万円でございます。

4番目のウエルポイント工事の金額でございますが、約900万円となります。

5番のこの責任は誰が取るのかということでございますが、いろんなところで私が申し上げておりますように、適切に制度に基づいて工事を実行しておりますので、誰が責任を取るものではないということでございます。

6番目の現場管理責任者は誰かということでございます。現場管理責任者という名称はございませんが、あえて申すならば、ヤマタケ創建の現場代理人がこの任に当たるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 1番を再質問いたします。ちょっと答えがあれだったんですけども、工事に入ったら、気づいたという答弁でしたけれども、工事に入る前に地盤調査はされたのか、その地盤調査はどんな方法だったのか、伺います。

2番目のその対応ではなくて、水位が高くて困ったなということが分かって、いろんな対応策を考えられたと思うんです。このウエル工事はその1つだったと思うんですけども、それ以外の、順次、どんなことを考えられて、ウエル工事になったのかをお聞きいたします。

3、4番は分かりましたので、5番なんですけれども、この制度にのっとって、しっかりやっているんで、責任はないと。責任は誰かにあると思います。ないと1億もの税金が使われ、無駄になりました。実際は、これは民間なら、本当に誰かが責任を取ります。行政の場合は責任を取らなくていいということを私も覚えまして、その部分に関しては分かるんですけども、そういう意味ではなく、きっとどこかでもう少し丁寧に調べていたら、もう少し丁寧に議論をしていたら、見つかるであろう。難しくないことだと思いますので、その責任を聞いています。制度にのっとっていたら、責任はないという答弁は私の聞きたいところではありませんので、きっと反省もされたと思いますし、何でこうなったんやろうと、話し合いがもちろんなくてはいけなかったと思いますので、そのときに、いやいや、ここの部分が足りなかったねとか、ここでもう一度調べていたらよかったねとかいう責任があったと思いますので、責任を取ってくださいと言っているのではなくて、謝罪を伺っております。

6番は、ヤマタケさんは工事業者であります。発注者は野洲市です。野洲市として、工事を誰が管理責任しておられていたのか。もともとの新館の無駄になった7,000万のときも、誰が市役所の中で管理されていたのか。ヤマタケさんは業者さんなので、しっかり分かっておられると思いますし、ただ、そこから来た図面を誰が管理したのか、誰がしっかりできているのか、見たのか、現場で誰が確認したのかというところを伺っておりますので、野洲市として、現場にいつも誰がおられて、教育委員会のどなたか、担当があるのか知りませんが、その現場管理責任者、こっちは施主ですので、施主が誰か確認しないと、ちゃんと言ったとおりできているか分からないと思いますし、当たり前だと思えますので、どなたが責任者だったのか、お願いします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩します。

（午後4時36分 休憩）

(午後4時37分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、教育部長、答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長(杉本源造君) 1番目の地盤調査についてということでございますが、地盤調査につきましては、通常のボーリング調査を2か所、実施をいたしました。ウエル工事至る経緯でございますが、まず、矢板で止水し、工事をする、鉄の矢板を打ち込んで、周囲に打ち込んでするということを考えたのですが、矢板は打ち込みが非常に高価でございます。結果として、水を止めることが確実にできないということで、結果として、ウエルポイント工法を併用する必要がございますので、業者及び先ほど申しました管理業者と協議をした結果、ウエルポイント工法が一番安価であろうということで、これを選択いたしました次第でございます。

それと、次の責任は誰にあるのかということをおっしゃっておられるんですけども、我々はこれは不可抗力であり、どこまで追及したとしても、昭和32年の建物を責任を負うこともできませんし、国家賠償ももう既に時効となっております。再三申し上げましたとおり、責任を問うことはできないと考えております。

6番目の野洲市役所での担当ということでございますが、基本的には現場工事管理者、川端建築計画に日頃の管理はお願いをしておるということです。市役所の総括監督として、教育総務課の職員が、ほぼ毎日なんですけれども、現場に行き、確認し、週1回の工程会議をして、管理をしているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長(東郷克己君) 北村議員。

○16番(北村五十鈴君) ボーリングを2か所された。この建物で2か所というのは少な過ぎませんか。30坪の家を建てるにも20か所ぐらいすると思うんですけれども、この広さで2か所というのは多分問題があると思うんですけれども、また違うボーリング工事なのか、まず角は必ず抑えると思いますし、4か所、それから何か所か、必ず、また今回この場所は更地でしたし、何も建っていなかったところに増築しているので、そんなボーリングがしにくい場所でもなかったと思いますし、浄化槽があるのも分かっていたことですし、何かここがどうも納得できないところなので、その2か所のボーリング調査で納得されたとしか受けようがないんですけれども、それがどうなんですか、そのボーリング

調査2か所の調査報告書というのが出ると思うんですけども、その調査報告書を添付して、確認申請につけられて、草津土木事務所から現場確認があったと思うんですけども、そのときに地盤調査はこれで通ったということですか。すみません。そこはもう一度、確認させていただきたいと思います。

2番目の矢板工法からウエル工事になった。ウエル工事はカーテンを張る工法ですので、このウエル工事になるまでに、業者さんがそれを選ばれたということはよく分かるんですけども、ウエル工事になるまでに、多分この1番に戻って、こんな障害物が出てきたということが分かったと思うんですね。障害物が出てきたから、水位が高くなった、その障害物を取り除いたから高くなったという説明を朝、聞いたんですけども、ウエル工事と今の説明された、朝された浄化槽を取り除くためだけならウエル工事にはならないと思うんですね。ウエル工事はもっと大きなところの工法になると思いますので、それは全体的な水量がこの埋設物によって、水位が上がって、ウエル工法になったというのが正しい説明かなと思ったりするんですけども、そのところをもう少し詳しくお願いします。

5番のところで誰かが責任を取ってくださいということは、私は言っていないし、行政は責任を取らないというのも、以前はおかしいなと思っていたけれども、今は納得もしております。私が聞いているのは、誰かに責任を取ってくださいと言っているのではなく、こういうトラブルとかミスがないように、やはりこの6番にあります川端設計さんですか、川端さんでしたっけ、間違っていますか。この設計会社に、野洲市では現場監督がいないので、設計会社に委託されているんだと思います。だから、この設計会社の方がいつも現場に来て、トラブルがあったり、図面どおりできているか、工程がちゃんと進んでいるかということを確認していただいていると思います。その設計会社に野洲市が、総務課の方が確認をしないといけませんね。これは野洲市が元請ですので、そのところはいつもどんなふうに教育委員会はされているんですかね。そこがしっかり、設計会社ですし、すごく詳しいと思いますので、そこが引継ぎというか、その説明の部分が、どうもスムーズにいかないからこうなるのではないかと思うんですけども、設計会社と野洲市との連携というのは教育委員会をどうされているのか、お伺いします。

最後に、教育委員会ですので、特にというか、本当に絶対的な信頼関係のあるところに子どもを預けているというか、預かっていただいているという場所になると思いますので、このように上手にいかない工事もあると思いますし、いろんなトラブルもあると思うんですけども、言ったことが1日、2日でころころ変わったり、本当に大丈夫なのと不安を

持ってしまうところを心配しているだけで、信頼していただくためにも、やはりそのところを今回のスムーズにいかなかったこの件に関して、教育委員会としてどう考えておられるのか、お聞きします。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） まず、地盤調査と建築確認申請のことなんですけども、私もは通常どおりにやったということで、個人住宅で20か所も打つということは私は存じません。これで県のほうに確認申請が通っておりますので、これは適法であったかと思っております。

それと矢板、ウエル工法についてということでございますけども、北村議員、何か我々が知っていて放置したようなことをおっしゃるんですけども、我々も全くあそこに層があったことを知りませんでした。今日も申し上げましたけど、旧中主町の職員さんにも確認をしたけど、知らなかったと、いろいろ聞き合わせをしたんですけど、知らなかったということで、全く我々は予測をしていなかったということでございます。

ですので、準備工事で重機で掘削をしたところ、あれが出てきたということでございます。ウエル工法につきましては、いわゆる井戸でございまして、井戸をたくさん掘りまして、水を抜いて、地盤を安定させて、地盤改良を行いまして、そこにくい打ち機を入れたということでございます。ですので、なかったらということで思うんですけども、準備工事の段階で様々分かってきたことがあるので、それをさせていただいたということでございます。

次、連携につきましては、先ほど申しましたように、毎日のように職員が出向いております。それと週1回の工程会議で工事の内容を確認しております。川端建築計画におかれましては、真摯に様々なチェックをしていただいておりますし、今回の打設不良に関しても、川端建築設計計画さんから指摘をいただいたということでございます。

今後の教育委員会との信頼関係ということでございます。2年間も工事が遅れ、地元の皆様、また児童の皆様に対して、大変迷惑をかけておると思っておりますので、今後このようなことができるだけないように、頑張ってお仕事を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後4時50分 休憩)

(午後4時51分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議第167号から議第177号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第167号から議第177号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)に対し、山崎敦志議員他1名からお手元に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これを併せて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第2番、山崎敦志議員。

○2番(山崎敦志君) 議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)に対する修正案を提出いたします。

上記議案に対する修正を別紙のとおり、地方自治法第115号の3及び会議規則第17条の規則により、提出しました。

提案理由。令和2年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)案のうち、水道料金の基本料金の減免については、全員協議会での質疑応答、議会での質疑において、1、市が行う施策として、調査、研究が甘く、今、行うべき背景、達成されるべき目的、期待される効果が明確でないこと、2、水道事業は大きな費用を伴う更新の事業(有収率県平均に比べ6%低いこと、水道事業管路耐震化更新計画に基づく老朽管の更新など)が今後の見通

しで予測され、今後につけを回すだけであるおそれがあること、3、このコロナ対策における給付金を充当するにしても、現時点で事業として資本の分散であり、非常に薄い効果しか期待できないこと。

これらのことが確認されました。よって、公の施策の予算として不適合であると考えることから、修正案を提出するものであります。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、議第171号に対する修正案に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第167号から議第177号まで及び議第171号に対する修正案について討論を行います。

討論はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後4時55分 休憩）

（午後5時08分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告者が提出されましたので、順次、これを許します。

なお、議第171号原案及び議第171号に対する修正案については、一括して行います。

また、議第171号に対する討論の順序につきましては、修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論はまず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順で行います。

まず、議第171号原案及び議第171号に対する修正案について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）について賛成の立場で発言いたします。

今回の補正予算提案は、現在、コロナ感染拡大が広がる中で、国会では不十分ながらも

感染抑止対策を講じられています。今、日本が行うべきは、まず感染拡大を一日も早く抑え込んでいくことがその後の経済回復を図る上での一番の早道であることは、専門家の多くの皆さんが指摘しているところです。

しかし、感染拡大防止対策とともに、何よりも国民生活を支える公助の役割が重要です。各自治体においては、コロナの影響を受け、厳しい生活に追い込まれている多くの方々の苦難軽減を図るため、国の施策以外でも独自で行える対応策が数々実施されています。

今回の水道料金減免措置も代表的なもので、他市では早くから実行されています。共産党市議団もいち早く要望書も提出し、市民の皆さんの願いでもありました。市長は公約でも約束され、たとえ4か月分の基本料金だけの減免であれ、市民の負担軽減に大きく寄与できるのは疑いようはありません。今、私たち議会や行政で市民負担軽減できる最大限の施策を行うことが、このコロナ禍を乗り切るための手助けができるのではないのでしょうか。これは市民の皆さんからも、議員も、市も市民生活を第一に考えてくれているとして、信頼も得られることにもつながります。

以上、発言して、171号への賛成討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）修正案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから、この議案につきましては厳しいことを言っておるんですけども、そもそも栢木市長が嫌とか恨んでいるとか、そういうことではなくて、本当にこの議案をちょっと精査したほうが良いと思っているという、その観点から私は発言をしております。

そして、今回の修正に賛同の理由としましては、先般の質問をいろいろしていますけれども、そこから、やはりかなり背景、目的、効果というのが曖昧、はっきりしていない。やっぱり、そこは一番、議会が、我々が考えなければいけないところなのかなと思います。本当にこれ、議会のレベルが問われる案件になると思いますので、ご精査いただきたいと思っております。

また、他市がやっているからということで、これはよくニュース等でも出ております。特に改選が近いところ、首長に関しては、こうしたばらまき合戦が行われる。これ、もういろんなところで書かれております。これ、まさにポキュリズムに近い私は思っております。そのほか、後年度にツケを残すということは、これはコロナ対策でやるというふう

におっしゃったんですけれども、コロナ対策の給付金が出たとしても2,000円に満たない1,700円の補助。この額がどうかというよりも、先ほど、市長が政府の10万円給付と基本的には同じような考えだよというふうにおっしゃったんですけれども、私は全く違うと思っております。国、県、市、これ、役割は違うと思うんですね。やはり、国とかはすごい大きい資本を持っているので、いろんなそういう大きなお金を動かすことは可能です。でも、例えば大企業と中小企業、個人事業主の戦略が違うように、やはり行政も主体によって、これは違うと思うんです。よくランチェスター戦略とかいう言葉もありますけれども、やはり我々のような、もともと資本のない中からやっていかなければいけない団体にとっては選択と集中をして、本来、本当に助けないといけないところに資本を投入しないと本当に後々大変なことになると、そのように思いますし、やっぱりそういう癖をつけてはいけないと思っております。

ですので、これでコロナ対策の給付金がもし修正案が通って、2,000万を使う道がなくなったとしても、本当に野洲市の執行部、職員の皆さんが本当に今、何に必要なのかと、本当に力を合わせて考えたら、もっと効果の見込める政策が立案できると私は思いますし、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。そして、皆さんにもぜひそのような選択をしていただきたいということで、修正案に賛成の討論とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 続いて、議第167号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第167号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第15号）の原案に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

予算の一部につきまして、同意できない部分がありますが、補正予算全体を見た場合、賛成する立場としての発言といたします。

まず、補正予算2,017万5,000円におきまして、市立病院整備推進事業名で、委員等報酬に20万円、費用弁償で18万円、合計38万円が計上されています。

しかし、この予算は病院建て替え論を前提として、病院評価委員会に答申するための専門部会に支出するものであります。予算額は少額かもしれませんが、専門部会の構成メンバーも公表されず、人数も明らかでなく、ましてや今日まで現在の場所での建て替えはできないとして、駅前での市民病院建設を進めてこられた病院評価委員会の下部になる、そういう専門部会を設置、先行していく。さらに、その専門部会は非公開で進めるとしてい

ます。これではとても市民本位の市政に反する進め方と言わざるを得ません。

市を二分する重要な市民病院建設問題をあまりにも軽率に進め、矛盾した組織運営を強行しようとすることは容認できません。

一方で、補正予算では小中学校における感染症対策に係る消耗品、その他備品購入費に1,500万円が計上されており、現在、新型コロナ感染が広がり、市民の命を守る立場から、小中学生を守る重要な予算であります。議決後、直ちに予算執行を求めるものであります。

以上、補正予算では市民病院建設に当たり、病院評価委員会に専門部会を設置し、その部会の組織体制や運営に重大な問題を含んでいることや、また人事院勧告に基づく職員期末手当の減額が計上されていることに同意できるものではなく、問題点を指摘しつつ、全体としてはコロナ感染防止対策など、緊急に必要な予算が計上されていることから、議167号について賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第167号から議第177号まで及び議第171号に対する修正案について採決を行います。

採決における可否同数の取扱いについて、先程と同様に起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

まず、議第171号に対する山崎敦志議員他1名から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第171号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立多数です。よって、議第171号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第167号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第15号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員です。よって、議第167号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第168号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第168号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第169号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第169号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第170号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第170号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第172号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第172号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第173号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第173号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第174号工事請負契約の変更について(中主小学校校舎増築(建築主体)工事他)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第174号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第175号工事請負契約の変更について(野洲北中学校校舎増築(建築主体)工事他)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第175号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第176号工事請負契約の変更について(野洲北中学校校舎増築(電気設備)工事他)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第176号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議第177号東海道本線野洲構内甲賀踏切拡幅工事に係る協定の締結については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第177号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長（東郷克己君） 追加日程第2、決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）を議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）について、提出者から決議（案）の提出理由説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、まず提案理由から申し述べさせていただきます。

新病院整備案は、市民と医療現場の意見聴取及び検討を繰り返し、練り上げた成果である。これは今後の新たな病院整備に当たっての検討や立案にも、議会や市民との検討の際の資料としても非常に有効である。したがって、実施設計を成案として取得することが合理的であり、そのために一時中止した野洲市民病院設計業務（手数料等を省く本体部分）を再開し、業務完了することが必要であることから、これを議会の意思として示すため、決議として採択すべく提案するものであります。

それでは、決議第1号を読ませさせていただきます。

野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）。

新型コロナウイルスの脅威は、自治体及び市民に医療体制の重要性を改めて認識させるとともに、地域医療の中核を担う病院の存在意義の大きさを証明した。

言うまでもなく、野洲市において中核医療を担っているのは市立野洲病院である。しかし、同病院は10年以上前から老朽化と耐震性の不足に加え、建て増しを繰り返したことによる構造的問題を抱えており、平成28年には専門家委員会から全面更新が必要との指摘を受けている。市民の命と健康を守る良質な医療の提供という観点から判断すれば、既

に限界を超えた病院である。

したがって、市立野洲病院の更新は、まさに喫緊の課題であり、遅滞は許されない。こうした状況の中、栢木市長は市長選挙において、現地で建て替えれば、半額で、早く、しかも病院を運営しつつ整備できると力強く断言し、当選した。そして、市長に就任し、初登庁の日に野洲市民病院実施設計業務契約を一時中断された。その理由を審査機関への手数料等が必要となることから令和2年第6回定例会で説明している。また、私、橋議員、鈴木議員並びに田中議員の一般質問の答弁では、現地建て替えは私案と、大きく発言を後退させ、野洲市民病院整備運営評価委員会に専門部会を設置した上で、現敷地での建て替え案の実現性について検証と答弁された。

新病院整備案は、市民の意見聴取を何度も実施するとともに、実際の医療提供時にスムーズな動線となるよう、医師や看護師ら医療現場の意見聴取を繰り返し、作業動線の合理化などのブラッシュアップを重ねた、市民と現場により積み上げた成果である。これは今後、栢木市長の下での病院整備にも、議会や市民との検討の際の資料としても非常に有効である。

よって、一時中止した実施設計業務を再開させ、審査機関への手数料を除く野洲市民病院実施設計業務の本体部分を完了させることを求める。

以上、決議する。

平成2年12月18日。

野洲市議会。

皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

一部、訂正をさせていただきます。日付を「令和2年12月18日」であるべきところを、疲れからかもしれませんが、「平成2年」と申し上げました。ここに訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（東郷克己君） それでは、ただいま議題となっております決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後5時34分 休憩）

（午後5時40分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、ただいま橋俊明議員による野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）に対して質疑をさせていただきますので、手短かに終わらせたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回、まず5点、質疑させていただきたいと思います。

1点目は、栢木市長の当選、対病院方針の変更により、これは市長案による今後の実施設計と比較するため、あえて旧野洲市民病院実施設計と呼ばせていただきますが、その設計は既に実行力、資産価値を喪失し、決議（案）の趣旨である継続、完了は何ら価値を生み出さないと当職は考えています。

しかしながら、提案者におかれましては、決議（案）、下段の中で同整備案は、今後栢木市長の下での病院整備にも、議会や市民との検討の際の資料としても非常に有効であるとされています。まずは、この継続、完了が有効とされている理由（根拠）について、1点目をお伺いさせていただきます。

2点目は、決議（案）中段の中で、「栢木市長は市長選挙において現地で建て替えれば、半額で早く、しかも病院を運営しつつ整備できると力強く断言し、当選した」と書かれています。それは、当職も事実であると認めます。よって、公約の履行を今後市長に対し求めていきたいと思っていますが、それと同時にですが、駅前南口の周辺整備事業を見直すことも栢木市長は公約にされており、そこには当然、駅前南口への病院整備に反対されている市民の数も相当数含まれていて、このことも当選された相当の理由であると考えています。この見解は提案者の見解、また本決議（案）の骨格と一致しているか、2点目、お伺いいたします。

3点目は、本決議（案）は現地建て替え計画の可能性が少ないと考えておられる前提なのか、前提でないのか、提案者の考えを3点目、お伺いさせていただきます。

4点目は、市長が構想する新病院計画が動き出し、今後迅速なタイムスケジュールが求められます。しかし、決議（案）にある同整備案、これは従来の旧整備案のことですが、この決議（案）では現整備案とはされていますが、同整備案の再開、完了へ向けての継続は、市民病院整備課に対して人的負担をかけることになると思いますが、提案者はどのように考えておられるか、4点目、お伺いいたします。

5点目は、収支の維持、市民の命と健康を守る観点からも整備には迅速さが求められます。この点については、提案者の見解、決議（案）の骨格と一致しているか、単純に5点目、最後、お伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、稲垣議員の質疑に対して、私の答弁を申し上げます。

まず、1点目でございます。栢木市長の下での病院整備にも、議会や市民との検討の際の資料としても非常に有効であるというふうに申し上げましたが、それがいいこととされる理由でございますけれども、最終的にはまだ整備の方向は決まっていない。運営委員会に専門部会を設置した上で現敷地での建て替え案の実現について検証をするということでございますので、その検証の際に、やっぱりいろんな比較論も必要かと思っておりますので、そのときには現在の市民病院、南口の市民病院、これも候補地の1つでございますので、それについても検討されるということも当然必要かと思っておりますので、それまでに十分議論を重ねてきた結果でございますので、そういった辺りも加えまして、完了が有効としたという判断でございます。

2点目には、南口の整備のことが触れられておりますけれども、これにつきましても、私は先日の一般質問でも申し上げましたが、南口の整備に周辺の整備計画も含めて、この現敷地内での建て替えの実現性が高まれば、当然、南口の整備は大きく変わるであろうということを申し上げました。これはもうそう偽りのない事実でございますので、そのためには、やはり現敷地案の建て替えの実現性、これもやっぱり大きなポイントになってきますので、そういったことも踏まえて、申し上げました。

3番は、現地建て替え計画の可能性が少ないと考えておられる前提なのか、前提でないのか。正直申し上げまして、そういう前提は一切考えておりません。やはり、可能性が高いといえますか、まず第1点に現敷地での60億円での建て替え、これは可能かどうかということが大きなポイントになりますので、それはもう紛れもなく、栢木市長が申し上げられたことでございますので、それが前提なのか、前提でないのか、それは一切触れて、考えておりません。

次に、恐らく並行する事業でございますので、人的負担をかけることになると思いますが、提案者はどのように考えておられるかということでございますけれども、当然、人間がやることは限界がございますけれども、人的負担はあるだろうから、私はやむを得ないとい

うふうに考えております。それ以上に、やはり病院の今後の野洲市民病院をどういった方向性で整備をすべきかということを考えれば、申し訳ないことなんですけど、人的負担も多少はやむを得ないというふうには私は考えているところでございます。

最後に、整備には当然迅速さを求められております。これ、私も一般質問でも1番に申し上げました。市民は何を求めているか、まずは病院の整備箇所を議論するというだけでもなしに、事業費でもなしに、まずは第一に整備、市民が望んでおられるのは、まずは迅速な整備を求めておられる。そのためにどういったものが適切であるかということも含めて、一般質問で質問させていただきましたので、そういった趣旨をご理解願ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 橋議員、答弁ありがとうございました。

何かと病院整備に関しては対立ということが従来も表に出ていましたので、迅速さという点では共通認識を相互に持てたということは、まずは大変うれしく感じています。

では、再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目ですが、最終的には南口の候補地の可能性はゼロではないという答弁があったと思うんですけど、市長ははっきりと対病院方針として、市議会の発言でも南口はないと、現時点ではないと断言されています。

実は、私、ここから提案者にちょっとお伺ひしたいことがあるんですけど、今回、この決議（案）で求められている野洲市民病院実施設計業務の再開を提案させられていることが業務完了が合理的であるとされていますので、私、中止の発表以降になるんですけど、これはちょっとはっきりとは申し上げられないんですけど、政策調整部、あるいは病院職員の方とだけ、述べさせていただきですけど、意見交換をさせていただいたんですね。これは非公式のもので、当職は同じように必要性について、とある職員さんに個人的な見解、お断りを入れておきますが、丁寧にお伺ひいたしました。その職員の方の回答は、我々はまだ駅前南口への整備は喪失したと考えていると、南口の整備に対する意欲は今後回復せず、心血を注いででの整備はないと考えていると、そういう回答がありました。

これは、僕は具体的に誰かの名前を出して言えるものではありませんし、この発言の内容によって、見解を求めたりはしないんですけど、提案者の方は今回の業務の再開について、1回でも市の政策調整部あるいは病院職員になると思うんですけど、本件について対話を

されたことがありますかね。あるのか、ないのか、二者択一でお答えいただけたらと思います。

2点目ですが、栢木市長がこれ、私は、賛成派の方、反対派という表現は好きではないんですけど、市長の現計画について積極的な方、慎重という表現をさせていただきますけど、慎重に期すると発言されている方、それぞれ平等に尊重してくださっていると私は考えています。よって、この決議（案）をずっと読んでみると、いかにもその疑義がある前提で作られているように感じたんですが、それはないと、疑義がある前提ではないというふうに捉えていいのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 稲垣さん、異議と言われたんですか、疑義。

○10番（稲垣誠亮君） 市長の現計画に対する疑義。

○4番（橋 俊明君） まず1点目でございますが、いわゆる病院関係者を含めて、お話をされたことがございますかということでございました。私も選挙終わってからは腸の検診とか胃の検診で野洲病院を利用しました。そのときに会った職員にもちらっと当然、どうやという雰囲気は聞きました。やはり、元気がなかったということもございました。もう一点は、私の母親が今、野洲病院でちょっと泌尿器も含めて、かかっておりますので、度々、病院に訪問することも若干ございますので、そのときにもどうですかという意見も聞きましたので、そのときには、やはり私がすごくこういう立場ですので、あまりはっきりとは、実は橋さん、こうですねんということは申し上げにくそうでしたけども、正直、困惑をしておられる、迷っておられる、これはもう正直な気持ちやと思いますね。それが、やはり言えない立場でもあろうかと思っておりますので、率直に申し上げれば、そういうことでございました。

もう一点、栢木市長の、いわゆる病院整備に対する異議があるのかと。決して、私は異議は申しません。声が大きいですか。

（「異議じゃなくて、疑義です」の声あり）

○4番（橋 俊明君） 疑い。

（「疑義。疑い」の声あり）

○4番（橋 俊明君） 疑義ですね。疑いがあるのか。私は決して疑っておりません。ただ、一般質問でも申し上げたとおり、いわゆるまずは公約でございます。60億円で整備するのが果たして可能かどうか、それを今回はいろんな意見がございますけども、専門部

会を設置した上で実現について検証するというところでございましたので、正直申し上げて、いろんな考えがございますけども、一步前進したのではないかなと思っておりますので、それを実現性も踏まえた上で、今後我々も、議会としてもそういったものも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、最後の質問を簡単に、簡潔にさせていただきたいと思います。

橋議員から一步前進したと考えていると前向きな答弁があつて、私も同じように考えています。何かこういう決議（案）が出ると、見られている市民の方は何か対立があるかのように考えていらっしゃる、想像される方が多いと思うんです。できるだけ対立があるとかということはできるだけ僕、そういう対立を感じさせるような雰囲気にもさせたくないと思っておりますので、橋議員とも会派を超えて、お互いにさらに前進するようにお互いに協力して頑張っていきたいと思っておりますが、最後に、お返事をお願いできたらと思います。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 最後に、稲垣さんから、今後前向きにというご提案もございましたので、そういった考えに基づくのかということでございますけども、正直申し上げて、まだ、正直申し上げてですよ、私の中では、やっぱり整理できていないということもございます。それは何かというたら、やっぱり60億円で現病院の同敷地内での建て替え、これはものすごく、やはりこだわりがございます。これは公約でございますので、それが具体的に、短期間で事業が可能であるという検証が出されれば、当然、前向きに進むこととなりますので、先ほども申し上げました、現敷地内での建て替えが、可能性が高まれば高まるほど、南口の整備はこれは必然と、可能性は低くなるということはこれはやむを得ないと考えていますので、そういう点も踏まえて、当然、私も市民の方ともディスカッションしながら、前向きに続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、これより、ただいま議題となっております決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）に対する討論を行います。

討論はございますか。

暫時休憩いたします。

（午後6時02分 休憩）

（午後6時15分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。度々登場しておりますけど、これ、最後ですので、最後までよろしくお願いします。

決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議に対して、賛成の討論をさせていただきます。

一般質問でも述べましたように、野洲市の病院整備については、今まで様々な意思決定の積み重ねによって、進んできたものであると思っております。現状、市民の人の間ではちょっと早く決着をつけてほしいというのが正直なところであるかと思えます。ただ、それ、今まで一番残念に思っていたのは、やはり先ほどの稲垣議員、橋議員のお話でもありましたように、賛成、反対の二元論に市民も議会も巻き込まれてしまいまして、あおり、あおられみたいなそういうことが繰り返されてきた、そういうことは非常に残念に思っております。

そして、それを行わせてしまったのがこれまでの政治でありまして、人の心を取めるはずの政治が対立をあおってしまった。そうして、人の心を冷ましてしまったというのがあるのかなと思っております。本来は、地域医療の継続、そしてその先にある市民の福祉を

達成するために、議会も市も市民も互いを尊重しながら、是々非々で計画を進めていかなければならないと思っております。

今回の決議につきましては、栢木市長の歩みを止める、そういうものではなくて、むしろ積極的にスピード感を持って、市民、議会ともに本来の目的へと進んでいってもらうためのものだと考えております。本当に考えるべきは、方法論の上にある本当に背景や目的、何が必要なのか、そういったところだと思います。現状、まだ私案であるとか、これから検討していくということだと言われている現状では、やはり今まで積み重ねてきた病院整備の計画を一定、プランBというような形でしっかりと残しておくこと、それが市民の皆さんにとっての安心にもつながりますし、医療従事者にとっての安心にもつながると考えております。

そして、それが議会の審議をする際にも、やはりその機能とその経費であるとか、そういったところを比較して、本当にどちらがいいのかということ判断していかないといけないと思っております。ですので、栢木市長のもと、先ほどもあったように分断からお互いに尊重して、反対も賛成もなく、どうしていくのかということをもみんなでしっかり考えられるような、そんな体制のためにこの決議を可決して、これを尊重していただきながら進めていけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）について採決いたします。

この採決は起立によって行います。採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）のとおり決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数です。よって、決議第1号野洲市民病院実施設計業務の継続・完了を求める決議（案）は可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後6時20分 休憩)

(午後6時21分 再開)

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第3)

○議長（東郷克己君） 追加日程第3、発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

まず、本市議会基本条例第4条第4項において野洲市議会委員会条例について以下、委員会条例という略称を規定する必要がないことから、これを削除いたします。

次、第11条には、議会の議決を必要とする市の基本的な方向性を定める長期計画、あるいは指針を列記しており、その中で、第2号の野洲市国土利用計画にあっては、市内の土地利用計画については令和3年度から運用される第2次総合計画に一本化し、国土利用計画は改定されないとのこと及び第3次地方分権一括法により、計画策定の際に市議会の議決は不要となったことなどから、今回削除しようとするものです。

次に、社会福祉法第107条第1項に、市町村地域福祉計画を策定がうたわれ、福祉関係の上位計画として位置づけられましたことから、今回野洲市地域福祉計画を新たに追加するとともに、これに伴い、野洲市子ども・子育て支援事業計画及びほほえみやす21健康プランについては、計画の体系から個別計画との位置づけとなりますことから、これら2つの計画を削るものです。

以上、発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例の提案理由といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております発議第3号について質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第3号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号野洲市議会基本条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第4）

○議長（東郷克己君） 追加日程第4、意見書第15号から意見書第18号まで、日本学術会議6人の任命拒否撤回を求める意見書（案）の他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第15号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第15号日本学術会議6人の任命拒否撤回を求める意見書（案）、簡単に提案させていただきます。

今、日本中でこの学術会議任命拒否問題が取り扱われております。現在、日本学術会議

法では会員数が210人と定められております。今回は3年ごとの定数任命ということで、105名の推薦名簿が出されました。しかし、それに対して6人の方の任命拒否が今、菅総理のもとで行われました。この6人の任命拒否について、ここまでその理由を明らかにしてほしいという各野党の皆さんや学術会議や知識人の方が申し入れられておりますが、いまだその理由の説明がありません。学術会議法では定数が決められており、現在6人が欠員となっております。これは違法状態とも言えます。

もうここで皆さんに詳しく説明するまでもなく、現在のこの学術会議は戦前、科学者が戦争に協力した歴史の反省に立って、軍事目的の研究をしない、この立場が貫かれております。また、憲法では学問の自由というのも保障されております。さらに、学術会議法に反する任命拒否ということで、この任命拒否を直ちに撤回をするということが必要かと思っております。

本当は詳しく述べたいんですが、簡略化を申し添えられていますので、以上をもちまして、今回の意見書第15号の説明とさせていただきます。よろしくご意見申し上げます。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第16号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第16号核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

核兵器禁止条約の批准国が51か国以上に達しまして、来年1月22日に条約が発効されます。人類の悲願である核兵器の禁止、廃絶を具体化する本当に一歩となるものであります。今、核兵器のこの禁止条約を包括的に実効性の高いものにしていく大きな課題となっており、唯一の被爆国の日本が核兵器廃絶の実現に向けて、特別の役割と責任を負っていると思っております。

国や政府におかれては、核兵器保有国と非保有国との橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるように要請をします。

ここに、1と2と書かれております。何よりも早期に署名、批准、日本政府がすること、それまではオブザーバーとして締結国会合及び検討会議には参加をしていくこと、そしてその上で核兵器保有国を含む核兵器禁止条約に署名、批准をしていない国に対しては署名、批准を要請していくという、こういった主導的な役割を果たすということが今、日本政府に求められていると思っております。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の賛同を

よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第17号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書第17号高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書（案）の趣旨説明をいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けた野菜、花卉、果樹、茶などの農家を支援する高収益作物次期作支援交付金について、7月末の申請締切り後、菅内閣になって突然、運用変更がされました。当初の要件にはなかった減収証明を要求し、交付金額は減少額を上限とするなど、運用を大きく変更されました。これではコストもかけて販売努力を行い、売上げを何とか維持した農家が交付されないこととなります。そもそもこの交付金は減収の補填ではなく、コロナ禍における農業生産の維持、強化が目的だったのであり、だからこそ次期作に向けた前向きな取り組みを弾力的に支援するとしていたはずですが。今になって、制度の趣旨を根底から覆せば、農家の前向きな努力に冷や水を浴びせるばかりか、農政に対する深刻な不信を招くこととなります。

以上のことから、運用変更の撤回を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提案しました。議員各位の賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第18号について、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）について説明させていただきます。

一般質問で住宅に関する一般質問をさせていただいた上で、今回、また意見書として提出させていただこうと思っております。

我が国におきましては空き家等が増える一方で、高齢者、障がい者、低所得者、一人親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者等が増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっておる中におきまして、今回、以下の3項目につきまして、国に意見書として上げたいという思いで、今回、作らせていただきました。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、議員各位の賛同をお願ひ申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第18号までについて質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第15号から意見書第18号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第15号から意見書第18号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第15号から意見書第18号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

意見書第16号について、第7番、津村俊二議員。

○7番(津村俊二君) 意見書第16号核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める意見書原案に対して、反対の立場で討論いたします。

略して、核禁条約について、核拡散防止条約(NPT)で、核兵器国として、核保有を認められた5か国(アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国)と、核の傘の下にある北大西洋条約機構(NATO)や日本、韓国など、各依存国は反対であり、今回の条約交渉会議にも参加していませんでした。中でもNATOのオランダは参加し、採決で反対しています。

日本の別所国連大使は条約採択の日に(現状で条約に)署名することはない」と述べ、アメリカ、イギリス、フランス3か国も共同声明で安全保障環境の現実を無視している「条約は北朝鮮の重大な脅威に対する解決策を提供せず、核抑止力を必要とする他の安全保障上の課題にも対処していない」と批判し、署名、批准、加盟することはないと表明した。

核保有国の加盟がなければ、核禁条約の実効性は望めないのではないのでしょうか。

核保有国は核実験禁止や核軍縮など、現実的な取り組みを進め、禁止は最終段階で必要との考えであります。禁止先行となった核禁条約は保有国と非保有国との溝をますます深めています。

前の岸田外務大臣は「(対立する)両者の信頼関係の再構築が最大の課題であり、現実的、実践的な取り組みをリードしたい」と述べていました。NPTの下で核軍縮を進め、核抑

止論など、安全保障の議論も必要との日本の立場を示した発言をしています。核禁条約を推進してきた核兵器廃絶日本NGO連絡会は、禁止は廃絶に向けての歴史的な第一歩、しかしそれは到達点ではないとして、世論喚起や核の傘、再検討の議論を深める考えであります。

公明党としては、核のない世界に向けての法的枠組みについて議論が進められたことに対し、核廃絶の思いを同じくする立場から敬意を表し、条約採択を一步前進と評価いたします。その上で、今後は核保有国と非保有国の橋渡し役として、政府が準備している双方の有識者による賢人会議開催などを通して、核廃絶への具体的な歩みに貢献すると表明しています。

以上のことから、意見書第16号核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める意見書（案）について反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第16号の核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める意見書（案）に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

被爆者の長年の思いである核兵器廃絶が具現化されることになりました。来年1月22日、核兵器禁止条約が発効します。この条約を実効性あるものにしていくには、唯一戦争被爆国である日本政府が、条約の効果的な運用に向けた議論を各保有国とともに、その同盟国に対して呼びかける必要があります。既に、平和首長会議は核保有国とその同盟国に対して、議論への参画及び締約国会合への参加を要請する書簡が送られました。

日本政府が核兵器禁止条約を早期に署名し、国会で批准することが求められています。批准するまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加し、被爆者の願いに応えるべきです。

アメリカのペリー元国防長官がアメリカの科学誌の1月号に「アメリカの核抑止策は核戦争を防ぐには不十分。今こそ核兵器廃絶に動き始めるときだ」と論じておられます。世界中で核兵器廃絶の具体的な話し合いをするテーブルを作る必要があります。何より、日本政府が核保有国を含む国々に対して、核兵器禁止条約の署名、批准を求めていくべきであり、世界中から核兵器をなくしていく主導的役割が求められています。

よって、核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める本意見書を提出することに対しましての賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第17号について、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

意見書第17号高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書（案）に対しまして、反対討論とさせていただきます。

農林水産省は、10月12日、令和2年度第1次補正予算で措置いたしました高収益作物次期作支援交付金について、運用見直しを行ったところであります。この運用見直し以前に、本交付金を見込んで、機械や資材に既に投資を行うなど、コロナ禍にあっても積極的な取り組みを行った生産者の経営に影響が生じまして、取り組みの継続ができなくなることがないように、今般、本交付金において、早期の投資により生産性向上等を目指す取り組み（実証）に対しまして、追加支援措置を講じることとなっております。

この新型コロナウイルス感染症による需要の減少により市場価格が低落するなど、影響を受けた野菜、花き、果樹、茶等の高収益作物につきまして、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するために措置した交付金でございます。

本交付金の10月の運用見直しにより、交付予定額が減額またはゼロとなった生産者であって、かつ事業開始（4月30日）から10月の運用見直しまでの間に、次期作に向けて、新たに機械、施設の整備や資材等の購入または発注を行った生産者のこの機械、施設の取得費以外の取り組み、掛かり増し経費、補助額は運用見直し前の交付予定額が上限（ただし、運用見直しにより、交付額が減額となった方はその減額分が上限であります）となっております。この新たな資材の購入費のほか新たに地域でまとめて取り組む資材等の経費、通常使用している資材の使用量の増加分が対象となっております。先ほどの意見書の本文中あります機械や施設、資材を既に取得されておられる方の対処ができないということでもありますけれども、ちゃんと措置が今回盛り込んであるわけでございます。

以上のことから、意見書第17号高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書（案）に対しまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第17号高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書について、賛成討論を行います。

高収益作物次期作支援交付金は、次期作に前向きに取り組む農家を支援するのが狙いで、

2月から4月に出荷実績があるか、廃棄などで出荷できなかったなどを対象農家の要件に設定されて、生産コストの削減や品質向上などに必要な掛かり増し経費の2分の1相当を定額で交付するとしていました。

ところが、農林水産省から、10月12日に突然次期作支援交付金の運用変更が発表され、全国の農業生産者から強い怒りの声が上がっております。この運用変更がされたときには、既に農家によって、次期作の取り組みを始めており、交付金を前提に、機械、施設や生産資材の投資も行っております。今、矢野議員がこれらは全て対応をできるというふうにおっしゃいました。しかし、この交付金は3月末に支給されるというような状況であり、もう既に迫ってしまっているというところもあります。そもそも運用変更は農林水産省の制度設計の甘さが原因であり、経営と営農に大きな影響を及ぼすことになります。

農林水産省の当初の説明からは、減収農家だけの支援策とは受け取りにくく、業務用をはじめ、従来の需要が全国的に減少する傾向にある中で、販路の転換や新たな需要の確保などを通じ、国産農産物の消費の維持、拡大を図る積極策と評価できたが、運用変更で多くの農家がはしごを外されてしまっています。運用を元に戻すべきだという要望が根強くあります。

コロナ禍という危機の克服には、攻めの経営が必要との意識が高まったと言えます。この機運を生かす施策を講じるのは農林水産省の役割であります。今回のようなことが起これば、地域農業振興の妨げになりかねず、国の農政に対する深刻な不信を招くことになり、運用変更の撤回を強く求めることから、この17号の高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書を提出したいと思っております。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、意見書第15号日本学術会議6人の任命拒否撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号核兵器禁止条約の主導的役割を果たすことを求める意見書（案）

は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第16号は否決されました。

次に、意見書第17号高収益作物次期作支援交付金の運用変更の撤回を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立少数です。よって、意見書第17号は否決されました。

次に、意見書第18号住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第18号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を7時10分といたします。7時5分に変更します。7時5分、再開いたします。

(午後6時55分 休憩)

(午後7時05分 再開)

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和2年第6回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る11月26日から本日に至りますまで23日間でした。令和2年度野洲市一般会計補正予算をはじめ、提案申し上げました議案につきまして、原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

一般質問では、様々な分野における政策に対して貴重なご意見やご提案をいただき、誠にありがとうございました。

都市計画税につきましては、野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例をお認めいただきましたので、令和3年度分につきましては課税を見合わせることにいたします。また、令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてもお認めをいただきましたので、本年度につきましては、水道料基本料金の1期分を減免することにいたします。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をいただき、市民のため、まちづくりに一層のご理解とご支援を賜りますとともに、本市発展のためにご活躍いただきますことをお願い申し上げます。併せて、よき新年を迎えられますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 以上で、令和2年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後7時07分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年12月18日

野洲市議会議長 東郷克己

署名議員 田中陽介

署名議員 稲垣誠亮